



広島県報

定期
第49号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

平成八年広島県告示第三百八十一号 (議会の議員その他非常勤の職員に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額) の一部を改正する告示 (福利室) 一

平成八年広島県告示第六百九十四号 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額) の一部を改正する告示 (以上県法規記載) 二

自衛官の募集 (市町行財政室) 二

家畜伝染病の発生 (畜産振興室) 二

広島県土砂の適正処理に関する条例の規定の適用除外の決定 (治山室) 二

道路の区域変更 (道路河川管理室) 二

道路の供用開始 (三件) (〃) 三

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市整備室) 三

公告

特定非営利活動法人の認証申請 (文化・県民協働室) 四

県営土地改良事業変更計画の樹立 (土地改良室) 四

市町村都市計画の決定に係る図書の写し (二件) (都市企画室) 四

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示 四

収用委員会公告

土地収用法施行令の規定による公示送達 五

広島県市町村職員共済組合公告
平成十七年度決算の要旨 五

告示

広島県告示第六百七十八号
平成八年広島県告示第三百八十一号 (議会の議員その他非常勤の職員に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額) の一部を次のように改正する。
平成十八年七月三日

別表を次のように改める。
広島県知事 藤田雄山

別表

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二九一元	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九二二円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二円	二一、六二五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三円	二一、一一二円
五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二一、五五六円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二円	二一、三〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇七〇円	一五、五三五円
七十歳以上	四、〇七〇円	一三、二四六円

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の

補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

広島県告示第六百七十九号

平成八年広島県告示第六百九十四号(議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百七十円」を「十万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を「五万六千七百十円」に改め、同表常時介護を要する状態の項中「五万二千四百九十円」を「五万二千三百円」に、「二万八千四百八十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

広島県告示第六百八十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条及び第百十八条の規定によつて、男子自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)及び女子自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の募集について、次のとおり告示する。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験期日

平成十八年九月二十四日(日)(筆記試験・適性検査)

平成十八年九月二十五日(月)から平成十八年九月三十日(土)の間の一日(口述試験・身体検査)

二 試験場所

広島合同庁舎外県内五会場(筆記試験・適性検査)
陸上自衛隊海田市駐屯地(口述試験・身体検査)

三 試験内容

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

四 採用予定数

二等陸士、二等海士及び二等空士合わせて百名程度

五 応募受付期間

男子 平成十八年八月一日(火)から平成十八年九月十四日(木)まで

女子 平成十八年八月一日(火)から平成十八年九月八日(金)まで

六 応募資格

平成十九年四月一日現在、十八歳以上二十七歳未満の男女

七 合格発表日

平成十八年十一月中旬

八 その他

詳細は、自衛隊広島地方連絡部、各募集事務所に問い合わせること。

広島県告示第六百八十一号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
八	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	五歳	一頭	平成十八年六月二十二日	殺処分	広島県三次市甲奴町有田五九四・四	

広島県告示第六百八十二号

広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号。以下「条例」という。)第四十二条第二項の規定によつて、次のとおり条例の規定の一部を適用しないこととした。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一条例の適用を除外する市町の名称 大崎上島町

二 一条例の適用を除外する年月日 平成十八年八月一日

三 一条例の適用を除外する事項 条例第三章「土砂埋立行為」に規定する事項

広島県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設

局庄原支局において、平成十八年七月十八日までの間、縦覧に供する。
平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 始終森線
道路の区域

区 間	新旧別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	新	旧			
庄原市東城町帝釈始終字中原六六三番四地先から 庄原市東城町帝釈始終字中原六五六番六地先まで	八・四〇〇、一	三・八〇〇、九・ 八〇	二二八・〇〇	二二八・〇〇	拡幅

広島県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年七月十八日までの間、縦覧に供する。
平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道始終森線	庄原市東城町帝釈始終字中原六六三番四地先から 庄原市東城町帝釈始終字中原六五六番六地先まで	平成十八年七月三日

広島県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年七月十八日までの間、縦覧に供する。
平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道中迫川北	庄原市川北町字下重行一五四二番一地先から	平成十八年七月三日

線	日
庄原市川北町字合之峠二五五一番一地先一般国道四三三号交点まで	

広島県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年七月十八日までの間、縦覧に供する。
平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四三三号	庄原市川北町字合之峠二五八三番一地先から 庄原市川北町字合之峠二五五七番六地先まで	平成十八年七月三日

広島県告示第六百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十二条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第千五百五十八号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成十八年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称 呉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 広島圏都市計画道路事業三・四・九五〇号焼山中央線及び三・四・九四九号焼山東環状線
- 三 事業施行期間 平成十一年十二月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 事業地
- 五 収用の部分 平成十七年広島県告示第千五百五十八号の事業地のうち呉市焼山中央一丁目、焼山中央四丁目、焼山政畝三丁目地内において事業地を変更する。
- 六 使用の部分 なし

公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によつて、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人をつなぐ福祉会	今川 清	広島県福山市緑陽町二丁目二番一五号	この法人は、知的発達に障害を持つ人々をはじめとする、さまざまな障害を持つ人々が、地域の中で、安心して、豊かに暮らすために、福祉、労働、権利擁護などの諸制度の確立、向上を図ることを目的とする。	平成一八年六月二〇日
特定非営利活動法人ぬまくま民家を大切にする会	倉田 久士	広島県福山市沼隈町大字草深二二六七番地二	この法人は、会員相互と地域一般に対して、民家を大切にする研究と、それに関する事業を行い、住まいの文化の向上に寄与することを目的とする。	平成一八年六月二〇日
特定非営利活動法人宮島を美しくする会	蒲田 正之	広島県廿日市市宮島町甲五九〇番地	この法人は、瀬戸内海国立公園に指定されている宮島の都市公園地(以下「公園」といふ。)の美化清掃を推進する事業を行い、自然環境を清潔に保持することを目的とする。	平成一八年六月二日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第一項の規定によつて、三原市及び世羅郡世羅町所在の田打地区原営土地改良事業(区画整理事業) 変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができ、

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十八年 七月 三日から
平成十八年 七月二十四日まで

二 縦覧場所

三原市役所
世羅町役場

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定によつて、東広島市から東広島都市計画地区計画御園宇勝谷地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書(写し)の送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定によつて、東広島市から東広島都市計画地区計画下見大池東地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書(写し)の送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年七月三日

広島県知事 藤田雄山

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第50号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」といふ。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成18年7月3日

広島県公安委員会

委員長 西地治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0431	告示の日(平成18年7月3日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRスジンガレーン対スジンガレーン	興村遊機株式会社 興村昭利区(愛知県名古屋市中区東区東上野二丁目2番18号)	同
6S0300	同上	回胴式遊技機	日本昔話5	株式会社オービスニ 政治(神奈川県厚木市中町二丁目7番10号)	同
6P0473	同上	ぱちんこ遊技機	CR探偵物語EJ	株式会社オリンピア 勝也(東京都台東区東上野二丁目11番7号)	同
6P0285	同上	同上	CR超神の刺CX	タインユーエツク株式会社 代表取締役 佐藤英理子(愛知県名古屋市中区西区見崎町125番地)	同
6P0238	同上	同上	CR超神の刺LT	同上	同

収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年七月三日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

- 保田保丘衛 住所不明
- 大本増五郎 住所不明
- 波田理右工門 住所不明
- 森本万吉 住所不明
- 大浜米造 住所不明
- 中川半左工門 住所不明
- 奥村忠次郎 住所不明

金井半右衛門 住所不明
送達すべき書類の名称

二 広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線及び三・三・〇一四号大州橋青崎線に係る土地収用事件の裁決書の正本
三 土地等の表示

所在地番	地目		公簿(㎡)	実測(㎡)	収用する土地の面積(㎡)
	公簿	現況			
広島市南区 仁保四丁目 不明ただし九六二番一	宅地	宅地	一一三・三四	〇・五一	一七八・七五
不明ただし九四〇番一	宅地	宅地	一三三・一一一		一一三・〇七
九四一番一	宅地	宅地	八・〇五		

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年七月十三日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。

市町村職員共済組合公告

広島県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年 7 月 3 日

広島県市町村職員共済組合
理事長 山下 三郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
負担金	5,482,101	18,784,762	164,473	262,336	0	0	0	0	0
掛金	5,659,628	9,878,678	0	262,234	0	0	0	0	0
施設収入・商品売上	0	0	0	0	1,108,682	0	0	0	0
基礎年金交付金	0	2,463,010	0	0	0	0	0	0	0
基礎年金国庫金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,192,214
利息及び配当金	1	3,025,448	1	216,651	58,333	799,700	16,800	1	0
その他の収入	441,682	324,289	58	8,772	82,936	49,966	526,938	51,959	0
他経理から繰入金	0	0	78,552	0	110,000	0	0	0	0
前年度繰越支払準備金	940,019	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越長期給付積立金	0	132,027,940	0	0	0	0	0	0	0
計	12,523,431	166,504,127	243,084	749,993	1,359,951	849,666	543,738	51,960	1,192,214
給付	5,958,476	27,574,633	0	0	0	0	0	0	1,190,882
役員給与	0	0	125,899	66,010	47,256	48,352	22,468	30,646	0
旅費・事務費	0	0	22,236	4,048	3,133	1,305	2,565	3,428	0
商品仕入	0	0	0	0	1,012	0	0	0	0
飲食材料費	0	0	0	0	199,187	0	0	0	0
委託費	0	0	12,290	3,709	244,241	0	1,386	0	0
支払利息	0	0	0	0	1,556	174,256	421,087	0	0
連合会払込金	194,014	0	0	0	0	0	23,717	0	0
老人保健拠出金	2,280,266	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	1,565,039	0	0	0	0	0	0	0	0
基礎年金拠出金負担金	0	7,456,274	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入	30,160	48,392	0	110,000	0	0	0	0	0
その他の支出	1,417,337	271,263	66,689	299,512	703,378	73,269	55,714	9,699	1,332
次年度繰越支払準備金	955,546	0	0	0	0	0	0	0	0
次年度繰越長期給付積立金	0	131,153,565	0	0	0	0	0	0	0
計	12,400,838	166,504,127	227,114	483,279	1,199,763	297,182	526,937	43,773	1,192,214

貸借対照表の要旨

差引当期利益又は当期損失()	122,593	0	15,970	266,714	160,188	552,484	16,801	8,187	0
資産									
流動資産	1,747,095	18,112,744	295,114	2,552,883	722,723	11,386,235	177,531	202,151	0
固定資産	0	113,041,718	485	42	1,380,222	21,010,992	20,854,528	0	0
繰延資産	0	0	12,390	0	133	0	0	0	0
資産 合 計	1,747,095	131,154,462	307,989	2,552,925	2,103,078	32,397,227	21,032,059	202,151	0
負債									
流動負債	455,824	897	5,247	8,611	127,609	29,880,275	1,824	96,206	0
固定負債	955,546	0	146,405	81,079	962,984	70,222	20,660,740	26,114	0
負債 合 計	1,411,370	897	151,652	89,690	1,090,593	29,950,497	20,662,564	122,320	0
資本剰余金	0	0	402	0	495,000	0	0	0	0
長期給付積立金	0	131,153,565	0	0	0	0	0	0	0
利益剰余金	335,725	0	155,935	2,463,235	517,485	2,446,730	369,495	79,831	0
欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 合 計	335,725	131,153,565	156,337	2,463,235	1,012,485	2,446,730	369,495	79,831	0
負債・資本合計	1,747,095	131,154,462	307,989	2,552,925	2,103,078	32,397,227	21,032,059	202,151	0